

美里町消防団第4分団車庫・詰所整備事業  
公募型プロポーザル実施要領

事業者評価基準

令和8年4月

美里町

## 第1 総則

本事業者評価基準（以下「評価基準」という）は、美里町（以下「町」という）が実施する 美里町消防団第4分団車庫・詰所整備事業 において、契約の相手方となる民間事業者（以下「事業者」という）を評価・選定するための方法・基準等を示すものである。

## 第2 評価方法・体制

### 1 評価方法

事業者より提出された提案書等については、本評価基準に基づき施設の耐久性・機能性・意匠性や施設の維持管理に関すること、また施工業者・事業費を総合的に評価し、総合評価点の高い順に事業者を決定（以下「選定事業者」という）するものとする。

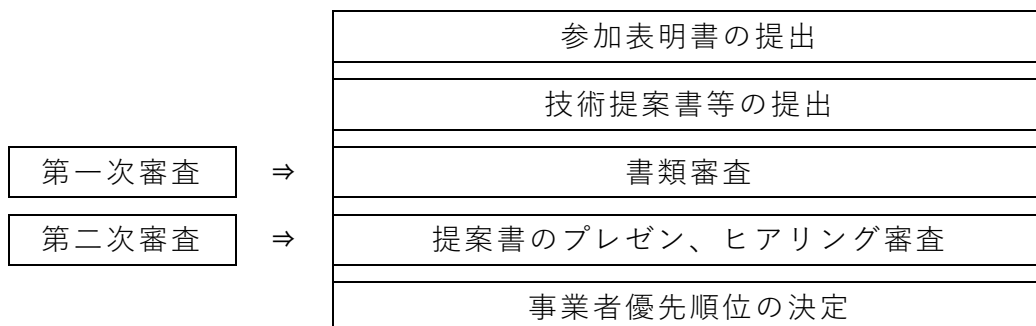
### 2 評価体制

提案内容の評価にあたっては、事業者から提出された提案書の評価及び事業者の選定を行う、美里町消防団第4分団車庫・詰所整備事業公募型プロポーザル・デザインビルド方式 選定委員会（以下「選定委員会」という）を町に設けることとする。

### 3 評価手順

本評価は、第一次審査、第二次審査に分けて実施する。

第一次審査（参加資格評価）は事務局が行うものとし、第二次審査は選定委員会において評価する。



## 第3 評価の項目・基準・配点

### 1 第一次審査（応募者が1者であっても行う）

提出物（様式2-1, 様式2-2, 様式3-2, 様式3-3）に基づき、次の項目を確認し、提案見積額を低額で提案した者、3者を決定する。なお、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

- ① 応募者が、実施要領第4（応募者の要件）の要件を満たしていること。
- ② 提案事業費が、実施要領第2-3（提案見積上限額）以内であること。
- ③ 提案内容が、実施要領第2-4（基本条件）及び第2-5（要求性能水準）の内容を満たしていること。

### 2 第二次審査（第一次審査の結果、1者であっても行う）

第一次審査の結果によって選ばれた者によるプレゼンテーション後、ヒアリング審査を行う。なお、評価については、次の評価項目、評価の着眼点、評価基準を基に審査する。

### ○プレゼンテーション・ヒアリング審査方法

- ・プレゼンテーションは事業者が期日までに町へ提出した参加表明書・提案書のみを使い 15 分以内で説明すること。
- ・プレゼンテーションにプロジェクター、スクリーン、電源ケーブルを使用する場合は町が提供するが、その他必要な物は事業者が持ちこむこと。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査の出席者は最大 4 名までとする。
- ・説明後は委員からヒアリング審査を 15 分程度行う。

### 3 プレゼンテーション・ヒアリング審査評価項目と配点

#### (1) 消防団施設としての耐久性・機能性・意匠性に関すること (最大 6 点)

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点
車庫及び詰所の構造	車庫と詰所の耐久性	優れた提案で、実現性もある	2
		上記より劣る	1
		評価できない	0
敷地整備平面プラン及び詰所の間取り計画	間取りの機能性及び車庫と詰所の連続性 (緊急車両の出入りのしやすさ含む)	優れた提案で、実現性もある	2
		上記より劣る	1
		評価できない	0
詰所等外観イメージ	消防団施設らしい外観と周囲との調和に配慮した建築デザイン等	優れた提案で、実現性もある	2
		上記より劣る	1
		評価できない	0

#### (2) 施設の維持管理に関すること (最大 2 点)

工事施工後の物件保証の内容・期間と体制	代表的な施設の保証の内容・期間及び長期的な維持管理体制	充実した提案で、現実性もある	2
		上記より劣る	1
		評価できない	0

#### (3) 施工業者の選定及び事業費に関すること (最大 7 点)

事業者又は下請業者の所在地 (履行できなかった場合は変更契約の協議対象)	美里町内業者が代表事業者、グループ構成員の場合又は美里町内業者を 2 社以上、下請業者として選定する場合	2
	美里町内業者を 1 社、下請業者として選定する場合	1
提案内容に対する設計費及び工事費 (要領の第 1 の 4 の業務に必要なすべての経費を含めること)	提案見積上限額の 70% 以下	5
	- // - の 75% 以下	4
	- // - の 80% 以下	3
	- // - の 85% 以下	2
	- // - の 90% 以下	1
	- // - の 100% 以下	0

## 第 4 選定事業者の決定

### 1 決定方針

第二次審査の評価点の合計を総合評価点 (最大で 15 点) とし、総合評価点の最も高い者を選定事業者とする。ただし、最高点が同点数で 2 者以上あるときは、選定委員会による合議により選定事業者を決定する。

### 2 選定結果の公表

選定結果は、令和 8 年 7 月上旬にホームページ上で公表する。